

薪・ペレットストーブ購入補助金 の申請の流れについて



① 薪・ペレットストーブを設置したい！

町内の住居や事業所に薪・ペレットストーブを設置するときは、助成を受けることができますので、まずは町役場農業環境課までお問い合わせください。

助成を受けるためには、原則としてストーブ販売業者や工務店と契約する前に農業環境課まで以下の書類を提出してください。

- ・ペレットストーブ等購入助成補助金交付申請書(様式第1号)
- ・設置同意書(様式第2号)(申請者と建物の所有者が異なるとき)
- ・隣接土地所有者同意書(様式第2号の2)
- ・猪名川町産森林エネルギー(薪・ペレット)使用等誓約書(様式第3号)
- ・ペレットストーブ等見積書の写し
- ・ペレットストーブ等カタログ等の写し
- ・ペレットストーブ等の設置予定場所の写真
- ・直近の町税納税証明書
- ・住宅等の売買契約書の写し(※)

※町外の方であり、町内のペレットストーブ等設置住宅等を購入する方および住宅等購入にあわせてペレットストーブ等を購入する方については、あわせて提出してください。

② 農業環境課からの通知

提出された申請書を農業環境課で審査し、助成の可否について、補助金交付決定通知書(もしくは不交付決定通知書)で通知します。

交付決定通知書が届いたら、業者と契約を締結し、購入・設置を行います。

③ 薪・ペレットストーブを設置したら・・・

交付決定通知を受けてストーブを設置した方は、工事完了後30日以内、または申請年度の3月31日のいずれか早い日までに農業環境課に以下の書類を提出します。

- ・補助事業実績報告書(様式第5号)
- ・薪・ペレットストーブの購入等に係る領収書の写し
- ・薪・ペレットストーブの設置完了後の写真
- ・住民票またはその写し(※)

※申請時は町外の方であり、町内のペレットストーブ等設置住宅等を購入した方および住宅等購入にあわせてペレットストーブ等を購入した方については、あわせて提出してください。

④ 農業環境課からの通知

前述の書類の提出を受けたら農業環境課で確認を行い、適当と認めれば、補助金等確定通知書による通知を行います。

⑤ 補助金の請求

農業環境課から補助金等確定通知書が届きましたら、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。追って、指定の口座に補助金の振込を行います。

⑥ 以後の手続き

補助金の交付を受けた翌年度から、6年間、年度終了後30日以内に森林エネルギー（薪・ペレット）使用量報告書（様式第8号）を農業環境課まで提出してください。

※猪名川町では、里山再生に取り組んでおり、経済循環の仕組みをつくり、山に人の手を入れることで、森林整備を進めていこうとしています。
町産の薪やペレットを使用することは、町の里山再生につながります。
美しい里山を維持していくためにも、町産の木質燃料をお使いいただくようご協力をお願いいたします。



【連絡先】猪名川町役場農業環境課 担当：森田、橋本

電話：072-766-8709